

# 令和4年度 スタートアップ創出支援事業委託業務に係る 提案説明書

## 1 本説明書について

札幌市が実施する「令和4年度 スタートアップ創出支援事業委託業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

## 2 担当部署

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局 産業振興部 IT・イノベーション課 梶原

電話：011-211-2379 FAX：011-218-5130

Eメール：startup@city.sapporo.jp

## 3 企画競争に付する事項

### (1) 業務名

令和4年度 スタートアップ創出支援事業委託業務

### (2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

### (3) 履行期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

### (4) 予算規模

66,330千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※本事業に係る委託費は、令和4年第1回定例市議会において予算案として提出される予定であり、委託契約及び事業の執行は予算案の議決が条件となる。

## 4 参加資格要件

企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者、または同名簿に登録されておらず下記(1)～(8)のいずれの要件にも該当しない者。

### (1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）

- が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
- エ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者(ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。)
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者
- (7) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規

- 定に基づく参加停止の措置を受けている者  
(8) 複数企業による共同企業体（JV）である者

## 5 参加手続きに関する事項

### (1) 企画競争に関する質問の受付

#### ア 提出期限

令和4年3月7日（月）17時15分必着

#### イ 提出方法

質問書（様式1）により、FAXまたは電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は件名を「スタートアップ創出支援事業委託業務に関する質問」とすること。

#### ウ 回答方法

質問を受理した日から2日（土日・祝日を除く。）以内に札幌市経済観光局ホームページ上で回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては質問者のみに対し回答する場合がある。

【URL】 <http://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/startup/r4startup.html>

### (2) 参加意向書の提出

#### ア 提出期限

令和4年3月9日（水）17時15分必着

#### イ 提出方法

公募型企画競争参加意向書（様式2）を持参又は郵送により提出すること。なお、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者については、参加資格要件を満たしているか確認が必要であるため、下記(ア)～(エ)の書類についても併せて提出すること。

#### (ア) 登記事項証明書の写し

企画提案書の提出期限の3カ月前の日以降に発行された、最新の内容のもの。

現在事項または履歴事項全部証明書どちらでも可

#### (イ) 市区町村税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3カ月前の日以降に発行された、課税されているすべての項目について、未納がない旨の証明書

※企業等の所在地が札幌市の場合、納税証明書（指名願）を提出すること。  
（札幌市以外の企業等については、各自治体の書類による。）

#### (ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3カ月前の日以降に発行された、未納がない旨の証明書

#### (エ) 貸借対照表、損益計算書の写し

企画提案書の提出期限の直前2期分（決算期変更により12カ月に満たな

い決算期がある場合は直前3期分。設立直後で直前1期分の決算しか終わっていない場合は直前1期分)について、確定している決算書(貸借対照表、損益計算書)を提出すること。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分(土日・祝日を除く)

オ 参加資格の審査

提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を口頭またはFAX等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和4年3月14日(月)16時00分必着

イ 提出方法

下記様式について、**正本1部、副本9部、およびDVDへ書き込みした電子データ(正本・副本)**を持参又は郵送により提出すること。正本は下記(ア)～(エ)、副本は(イ)～(エ)の構成とする。また、正本にのみ、提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号を記載し、**副本には、提案事業者を特定可能な記載は行わないこと。**

(ア) 企画提案書提出書(様式3)

(イ) 企画提案者概要(様式4)

(ウ) 企画提案書

自由様式、A4判片面で作成。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。

(エ) 見積書

自由様式、A4判片面で作成。経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

・提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使

用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

(4) 参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 6 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。提案は予算の範囲内で全て実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプション提案などによる提案は行わないこと。

(1) 業務計画書の作成

業務実施体制、業務スケジュール、業務フロー等

(2) STARTUP CITY SAPPORO 事務局の運営

事務局の運営、人員配置、スタートアップ支援機関や団体などとの連携促進、首都圏における人脈やネットワークの構築方法等

(3) 札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会の運営

協議会の構成機関・団体や「J-Startup HOKKAIDO」、「エイチフォース」、「チャレンジフィールド北海道」などのスタートアップ支援機関・団体と連携したスタートアップ支援策の策定、エコシステム促進方法等

(4) 普及啓発・プロモーションの実施

具体的手法、使用媒体、参加予定イベント等

(5) コミュニティ形成イベントの実施

具体的な実施手法、年間イベント予定や開催頻度等

(6) 高校生向け起業体験プログラムの実施

具体的な実施手法、開催頻度等

(7) 大学生向け起業家育成講座の実施

具体的な実施手法、開催頻度等

(8) 社会人向け起業家育成講座の実施

具体的な実施手法、開催頻度等

(9) 研究人材向け事業化支援講座の実施

具体的な実施手法、開催頻度等

(10) シードアクセラレーションプログラムとの連携

連携を図る具体的なプログラム名、連携の可能性、連携による本事業への効果等

(11) 民間企業におけるオープンイノベーションの推進

具体的な実施手法、連携を予定する道内企業と連携の内容等

- (12) 行政・地域課題を解決する行政型オープンイノベーションの実施  
実施スケジュール、具体的な実施手法、各自治体との連携方法等
- (13) スタートアップ相談窓口の設置  
相談窓口設置体制、開催頻度等
- (14) 追加業務  
追加業務の具体的な内容、実施頻度、追加業務が本業務に与える影響等
- (15) 見積書

## 7 審査

企画提案は、本市が設置する「令和4年度スタートアップ創出支援事業委託業務企画競争実施委員会」において審査する。

### (1) 審査基準

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査の視点
<b>1 業務執行全般【40点】</b>	
①執行体制 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局における各種事業の企画・運営が支障なく遂行できる人数、業務分担となっているか。</li> <li>・業務遂行にあたって適切な経歴や業務実績を有する人員を配置しているか。</li> <li>・実現可能性が高い提案となっているか。</li> <li>・全体のスケジュール設定が妥当であるか。</li> <li>・大学や民間組織、行政機関などの関係機関や団体、スタートアップ支援組織などと人脈・ネットワークを構築しつつ、連携を促進しながら、北海道におけるエコシステムの形成促進ができる内容となっているか。</li> </ul>
②スタートアップ支援に関する知見 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップ支援の実績及びノウハウがあるか。</li> </ul>
<b>2 個別事業内容【60点】</b>	
①札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会の運営 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の構成機関・団体およびスタートアップ支援機関・団体と適切な情報共有や連携が取れる体制となっているか。</li> <li>・エコシステム促進につながるよう協議会が効果的に機能する内容となっているか。</li> </ul>
②普及啓発・プロモーション (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内外へ幅広く情報を発信するために適切な媒体及び手法を用いているか。</li> <li>・関連イベントへの出展は、域外からのスタートアップの誘致や投資の促進につながる内容となっているか。</li> </ul>

③コミュニティ形成イベントの実施 (5点)	・スタートアップがコミュニティを形成し、横のつながりを醸成することができるよう、年度を通じた目的やテーマ設定がされたイベントとなっているか。
④学生向けアントレプレナープログラムの実施 (5点)	・高校生向けには、創業機運を醸成することに資する内容となっているか、また参加しやすい内容となっているか。 ・大学生向けには、実際に起業することが想定された実践的な内容となっているか。
⑤社会人・研究人材向け講座の実施 (5点)	・社会人向けには、実際に起業をすることが想定された実践的な内容となっているか。 ・研究人材向けには、研究内容を事業化するための実践的な内容となっているか。
⑥シードアクセラレーションプログラムとの連携 (5点)	・当事業の目的達成に資する効果的な連携が予定されているか。 ・連携の実現性が確保されているか。
⑦民間企業におけるオープンイノベーションの推進 (5点)	・道内企業とスタートアップの協業実現に向けた適切なネットワークを有しているか、又は具体的な協業予定があるか。
⑧行政・地域課題を解決する行政型オープンイノベーションの実施 (10点)	・行政課題や地域課題を解決することができる内容となっているか。 ・協業モデル10件実施のための具体的な内容になっているか。
⑨スタートアップ相談窓口の設置 (5点)	・スタートアップの相談に対応できる適切な相談窓口設置体制となっているか。
⑩追加業務 (5点)	・当事業の目的達成に資する具体的かつ効果的な提案となっているか。

(2) プレゼンテーション審査

本市の指定する日時に、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日時(予定)

令和4年3月16日(水)※時間は別途連絡する。



## イ 実施場所

札幌市役所本庁舎内（札幌市中央区北1条西2丁目）

## ウ 実施方法

- (ア) 出席者は3人以内とする。
- (イ) 持ち時間は25分間(提案説明15分間、質疑10分間)程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。なお、提案者総数により質疑応答の時間は短縮する可能性がある。
- (ウ) プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。
- (エ) プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

## 8 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例(平成11年12月14日条例第41号)の規定により、公開する場合がある。
- (6) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。

## 9 企画提案に係るスケジュール

公募開始	令和4年2月21日(月)
質問票の受付期限	令和4年3月7日(月)
参加意向書の提出	令和4年3月9日(水)
企画提案書等の提出期限	令和4年3月14日(月)
プレゼンテーション審査の実施	令和4年3月16日(水)
審査結果の通知	令和4年3月18日(金)
契約締結	令和4年3月下旬

### 【問い合わせ先】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側  
札幌市経済観光局産業振興部 IT・イノベーション課

担当：梶原

TEL : 011-211-2379 / FAX 011-218-5130

Eメール : startup@city.sapporo.jp